



**EQUAL HOUSING  
OPPORTUNITY**

均等な住宅取得の機会

公正住宅法に従ってビジネスを行いましょ

(公正住宅法 1988 年修正法)

人種、肌の色、宗教、性別、身体障害、  
家族ステータス、出身国により  
人を差別することは違法です

- 住宅または住宅用土地を販売・賃貸する場合
- 住宅の販売・賃貸の広告をする場合
- 住宅のための融資を行う場合
- 不動産仲介サービスを提供する場合
- 住宅の鑑定評価を行なう場合
- ブロック破壊商法 (blockbusting) も違法です

差別を受けたと感じた人は誰でも住宅差別の苦情を申し立てることができます:

1-800-669-9777 (フリーダイヤル)

1-800-927-9275 (TTY)

[www.hud.gov/fairhousing](http://www.hud.gov/fairhousing)

**U.S. Department of Housing and  
Urban Development**  
**Assistant Secretary for Fair Housing and  
Equal Opportunity**  
**Washington, D.C. 20410**